

3月、4月の休日窓口をご利用ください

引越し時期の混雑を避けるため、市役所本庁舎と中央保健福祉センターの休日窓口をご利用ください。

開庁日 3月25日(日)、4月1日(日)、8日(日)

※9時～17時。保険料課は8日(日)は閉庁します。

窓口	取り扱い業務
戸籍住民窓口課 (本庁舎1階)	転入・転出に伴う住民異動届、戸籍届、各種証明書の交付、印鑑登録など ※マイナンバーカードのWeb申請サポート、パスポート、広域交付住民票の取り扱いはできません。
保険料課 (本庁舎1階)	転入・転出に伴う国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の賦課、納付相談
学校教育課 (本庁舎11階)	新小学1年生・新中学1年生の就学通知書の交付、指定外通学の相談
子ども支援課 (すこやかプラザ4階)	児童手当、児童扶養手当、子どもの医療費助成、保育所の入所相談

※他の関係機関への問い合わせが必要な手続きは、後日あらためて来庁していただく場合があります。

◎戸籍住民窓口課 ☎24-1111

防災行政無線を活用した 火災発生のお知らせ方法が変わります

消防局では火災発生時に防災行政無線を活用して消防団を召集しています。吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町地域ではこれまで町単位で全ての分団を召集していましたが、4月1日からは火災現場に最も近い消防団を自動させる方法に変更します。今後は火災が発生した町に隣接する町の防災行政無線を活用して消防団を召集する場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

火災情報案内(電話) ☎0180-999-999

災害情報配信サービス(メール)

メールで携帯電話などに災害情報をお知らせします。市HPなどから登録してください。

市HP → 安全・安心 → 消防・防災 → 災害情報配信サービス

◎消防局指令課 ☎23-5121

市制施行記念式典



市制施行116周年記念式典を開催します。記念式典では地方自治や社会福祉、教育文化などさまざまな分野で功績があった皆さんを市政功労者として表彰するほか、記念講演を行う予定です。市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

日 程 4月1日(日) 10時30分～12時

場 所 アルカスSASEBO 中ホール

◎秘書課 ☎24-1111

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 教会堂見学は事前連絡をお願いします



世界遺産候補に含まれる教会堂は今も祈りの場として使用されています。ミサ・冠婚葬祭などで見学できない場合や一度に多くの見学者を受け入れられない場合もあるため、見学を希望される際には事前連絡をお願いします。

市内の対象施設 黒島天主堂

問い合わせ 長崎の教会群インフォメーションセンター

電話 ☎095-823-7650

HP <http://kyoukaigun.jp/>

◎観光課 ☎24-1111

固定資産税についてのお知らせ

固定資産税にかかる土地・家屋価格などの縦覧・閲覧

①帳簿の縦覧

平成30年度の固定資産税(土地・家屋)の基礎となる評価額が記載された縦覧帳簿を見ることができます。

日 程 4月2日(月)～5月1日(火)の平日

※8時30分～17時15分。

場 所 資産税課、各支所、宇久行政センター

※支所、宇久行政センターは管内分だけ。

対 象 納税者とその同居家族、納税管理人、代理人(委任状が必要)

②台帳の閲覧

平成30年度の固定資産税(土地・家屋・償却資産)の評価額等が記載された課税台帳を見ることができます。

日 程 4月2日(月)～来年3月29日(金)の平日

※8時30分～17時15分。

場 所 資産税課、各支所、宇久行政センター

対 象 納税義務者とその同居家族(5月2日(水)以降は委任状が必要)、代理人(委任状が必要)、納税管理人、借地・借家人(対象物件だけ。賃貸借契約書等が必要)

※①②とも窓口では本人確認のため、運転免許証などの身分証明書の提示が必要です。納税通知書や課税資産明細書を持っている人は持参してください。

固定資産税路線価と標準宅地の価格の閲覧

日 程 4月2日(月)以降の平日

※8時30分～17時15分。

場 所 資産税課、6階・行政資料閲覧コーナー

◎資産税課 ☎24-1111

税の申告は3月15日まで

市県民税・国保税等の申告を3月15日(木)まで中央保健福祉センター8階で受け付けています。最終日近くは大変混雑しますので、早めに済ませましょう。所得税の確定申告は佐世保税務署(☎22-2161)で、給与・年金収入だけの人は中央保健福祉センターで受け付けます。

※申告にはマイナンバーと本人確認書類が必要です。

※町別の日程など、詳しくは本紙1月号折り込みや2月号をご覧ください。

◎市民税課(市県民税) ☎24-1111

◎保険料課(国民健康保険税) ☎24-1111

債権管理対策室が担当課と連携し 徴収を強化していきます

市の債権は、市税や保険料をはじめ、保育料、使用料、手数料、貸付金などさまざまですが、大多数の人がきちんと納付されている一方で、一部の人は納付を怠り滞納しています。本市では、行政サービスの負担の公平性・公正性の観点から、差し押さえや訴訟などの法的手続による徴収を行っています。平成29年4月には徴収体制の強化を目的に、専門部署である「債権管理対策室」を新設し、担当課と連携しながら、さまざまな方法で徴収を強化しています。

悪質な滞納には厳正に対応していきます

勤務先から支払われる給与や預貯金、車両等の財産が差し押さえるの対象になります。また、連帯保証人がいる場合は連帯保証人に請求し、訴訟や支払督促など裁判所を通じた徴収も行っています。特に、給与や財産があるにも関わらず滞納しているような悪質な滞納については、差し押さえや訴訟などの法的手続を使って厳正に対応していきます。



納付は納期内にしましょう

納期内の納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、延滞金等が課され、納付額が増える場合があります。必ず納期内に納付してください。

滞納がある場合は、まず連絡・相談を

督促状や催告書を無視しても何の解決にもなりません。そのまま放置せず、まずは納付書や督促状に記載されている債権の担当課に連絡・相談してください。また、病氣や失業、災害など、やむを得ない事情により、納期内の納付が難しいといった事情がある人は、必ずご相談ください。

◎債権管理対策室 ☎24-1111